

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月6日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/index.htm

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号にのり利用等に関する条例 別表第1 第13の項 道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	教育長又は教育局長は、道立高等学校の募集停止に伴う高等学校教育の円滑な運営を図るに当たり、高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担を軽減し、もって教育の機会均等と地域社会に有為な人材の育成を図るため、通学費等の負担者に対し、通学費等の一部について高等学校生徒遠距離通学費等補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第7条 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領第6項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第7条及び高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領第6項の規定による補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第3条第1項第2号 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第3条第1項第2号 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ハ	高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱第3条第1項第2号 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報